

地方独立行政法人京都市立病院機構第4期中期計画について

地方独立行政法人京都市立病院機構の概要

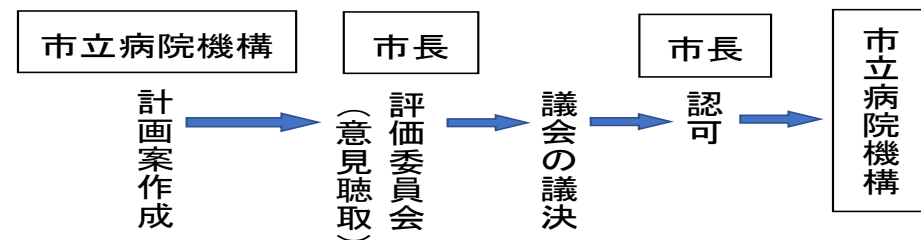
- ・法人設立：平成23年4月1日
- ・設置病院：京都市立病院、京都市立京北病院

中期計画の策定に当たって

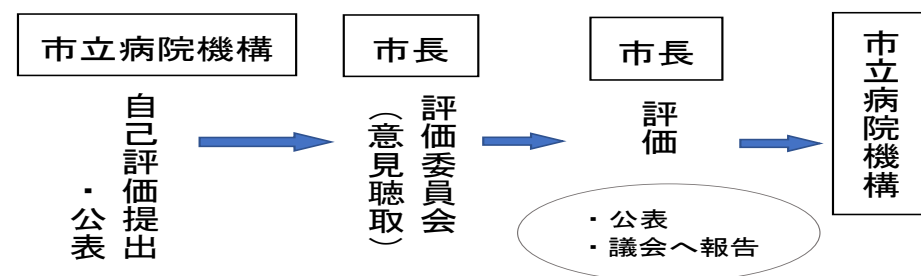
- 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長が定めた達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の指示を受けたときは、当該目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 公立病院経営強化ガイドラインにおいては、地方独立行政法人が地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものである。
- 上記を踏まえ、第4期中期計画の策定期間であった令和4年度に、京都市立病院機構において本ガイドラインにおいて要請している事項を組み入れた中期計画を策定し、地方独立行政法人法で設置を定められている評価委員会（右記参照）で意見聴取のうえ、京都市会の議決を経て、市長が認可した。

第4期中期計画の期間：令和5年4月1日～令和9年3月31日

< 中期計画 > (第4期中期計画：令和5年2月市会議決)



< 年度計画 > (毎年度実施)



(参考) 地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会

委員名簿（五十音順・敬称略）

清水 鴻一郎（京都私立病院協会会長）

新納 麻衣子（公認会計士）

豊田 久美子（京都府看護協会会長）

濱島 高志（京都府医師会副会長）

山谷 清志（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）

地方独立行政法人京都市立病院機構第4期中期計画について

前文

○機構は、京都市長から指示された中期目標を達成するため、以下のとおり第4期中期計画を定める。

○本計画は総務省が定める「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が求める公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。

以下、黄色網掛け箇所がプランを兼ねる項目

第1 中期計画の期間

○令和5年4月1日～令和9年3月31日の4年間

第2 機構が果たす役割に関する事項

○1 京都市立病院が担う役割 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)

政策医療分野や高度急性期医療分野に重点を置き、更なる組織力の強化や施設の適切な再整備を進め、自治体病院としての医療需要に対応するとともに、地域包括ケア推進の中核となる基幹的医療機関として地域の医療機関との連携を強化する。

○2 京都市立京北病院が担う役割 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)

京北地域における唯一の病院として、市立病院との一体的運営及び関係機関との連携の下、自治体病院としての役割を果たすとともに、地域包括ケアの拠点として入院診療から在宅医療まで、地域に根差した医療・介護を提供する。

○3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)

(1) 市立病院は、病病・病診連携を進めるとともに、市立病院の医師と地域の医師が顔の見える関係を維持継続し、地域からの紹介患者を受け入れる診療体制を強化していく。また、地域の医療・保健・福祉機関との連携を引き続き推進する。さらに、地域包括ケアを担う急性期病院として、地域の関係機関との密接な情報連携の仕組みを整備する。

(2) 京北病院は、関係機関との連携に努め、地域のニーズを的確に把握し、地域包括ケアの拠点施設としての役割を的確に果たすことにより、医療・保健・福祉サービスを総合的に提供できる京北地域のネットワークの構築に寄与する。

第3 市民に対して提供するサービスに関する事項

○1 市立病院が提供するサービス

(1) 感染症医療 ((4)新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組)

既存感染症の患者を迅速に受け入れることはもとより、平時から、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の発生・拡大を想定し、医療提供体制の確保方法を検討・確認し、体制移行を円滑に行えるように備えておく。併せて、地域の医療機関との連携による感染症対策や院内外における感染管理活動を推進することにより、第二種感染症指定医療機関として地域の先導的かつ中核的な役割を果たす。

(2) 大規模災害・事故対策

(3) 救急医療

(4) 周産期医療

(5) 高度専門医療

ア がん医療の充実

イ 生活習慣病への対応

ウ 適切なリハビリテーションの実施

エ 地域医療連携の推進 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)

地域医療支援病院として、高度な急性期医療の提供と紹介・逆紹介の更なる推進により地域のかかりつけ医との役割分担を進め、様々な合併症で総合的な診療が必要な患者や重症患者など、地域の医療機関での対応が困難な患者の受入れを強化するとともに、病状の安定した患者の逆紹介を推進する。また、地域の医療従事者向けの研修や症例検討会などの積極的な開催・支援、合同カンファレンスや「地域医療フォーラム」の開催等を通じて、地域の医療水準の向上に貢献する。

オ PFM(ペイシェント・フロー・マネジメント)の推進 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)

患者支援センターの体制整備や機能強化に取り組み、地域の医療機関や介護サービス事業者及び院内関係部署等の最適な連携体制・システムを構築し、地域からの円滑な入院、早期退院、退院後の在宅医療など、外来から退院後まで、入退院患者の一貫した支援を推進する。

(6) 健康長寿のまちづくりへの貢献

○2 京北病院が提供するサービス

(1) 市立病院と京北病院の一体運営

(2) 地域包括ケアの推進 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)

(3) 救急医療

(4) 京北病院が果たす機能の在り方の検討

地方独立行政法人京都市立病院機構第4期中期計画について

第4 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項

- 1 チーム医療、多職種連携の推進
- 2 安全・安心な医療の提供に関する事項
- 3 医療の質、サービスの質の向上に関する事項
 - (1) 医療の質の向上に関すること
 - (2) 患者サービスの向上に関すること
- 4 適切な患者負担の設定
- 5 安全・安心で質の高い医療を提供するための施設整備の実施
 ((5)施設・設備の最適化)

第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実
 - (1) 迅速かつ的確な組織運営
 - (2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ((5)施設・設備の最適化)
 - ア 各種データやデジタル技術・設備・機器を積極的に活用し、患者サービスの向上や医療の質向上、業務の課題解決・効率化に努める。
 - イ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）等を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底を図る。
 - 2 優秀な人材の確保・育成に関する事項 ((2)医師・看護師等の確保と働き方改革)
 - (1) 医療専門職の確保
 - (2) 人材育成・人事評価
 - (3) 職員満足度の向上
 - (4) 働き方改革への対応

タスクシェア・タスクシフトの推進やDXの活用など、職員が意欲・能力を持続的かつ十分に発揮できる環境の整備に取り組み、生産性や業務効率の向上、安定的な人材の確保に努める。
 - 3 給与制度の構築
 - 4 コンプライアンスの確保
 - 5 個人情報の保護
 - 6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供
 - 7 外国人対応の充実
 - 8 2025年を見据えた病床機能の再構築への対応 ((1)役割・機能の最適化と連携の強化)
- 医療制度改革等の動向や、地域医療構想調整会議の議論の状況を踏まえ、2025年以降も引き続き、充実した医療機能をいかし、地域の急性期医療分野及び政策医療分野を担う自治体病院として、持続可能な病院運営となるよう体制を整えていく。

第6 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営機能の強化
 - 2 収益的収支の向上 ((6)経営の効率化等)
- 地域の医療機関からの紹介患者増加に向けた積極的な取組の推進や、効率的・効果的な病床運営による重症患者の積極的な受入れ、また、費用の効率化等を図ることで、健全な収支構造を確立し、安定的な経営を目指す。
- 3 経営改善の実施
 (市立病院)

項目	第4期計画目標	(参考)第3期計画目標
一般病床利用率	89.0%	89.7%
平均在院日数	10.0日	10.0日
入院診療報酬単価	83,264円	71,113円
外来診療報酬単価	21,562円	20,257円
経常収支比率	100.0%	100.9%
修正医業収支比率	96.4%	96.1%
人件費比率 (対医業収益)	46.4%	49.2%
材料費比率 (対医業収益)	32.7%	30.1%

(注) 一般病床利用率は、結核病床及び感染症病床を含まない数値である。
 修正医業収支比率は、運営費負担金及び運営費交付金を含まない。

(京北病院)

項目	第4期計画目標	(参考)第3期計画目標
一般病床利用率	72.0%	71.1%
入院診療報酬単価	31,417円	30,856円
外来診療報酬単価	8,063円	7,468円
京北介護老人保健施設稼働率	84.1%	91.7%
経常収支比率	100.3%	102.7%
修正医業・介護収支比率	80.5%	80.2%
人件費比率 (対医業・介護収益)	81.3%	82.2%
材料費比率 (対医業・介護収益)	7.1%	8.5%

(注) 修正医業・介護収支比率は、運営費負担金及び運営費交付金を含まない。

地方独立行政法人京都市立病院機構第4期中期計画について

第7 その他業務運営に関する重要事項

- 1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用
- 2 関係機関との連携
- 3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献

第8 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

- 1 予算(令和5年度～令和8年度)
 - 収入 93,616百万円
 - 支出 93,472百万円
- 2 収支計画(損益計画)(令和5年度～令和8年度)
 - 経常損益 1,338百万円の赤字
 - 臨時損益 16百万円の赤字
 - 純損益 1,354百万円の赤字
- 3 資金計画(令和5年度～令和8年度)
 - 93,557百万円
 - 翌事業年度への繰越金 85百万円

第9 短期借入金の限度額

- 1 限度額 3,000百万円

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

令和7年度、令和8年度に市立病院の空調関連設備の大規模改修工事を見込むため剰余金は発生しない。

第12 料金に関する事項

- 1 料金
 - (1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する算定方法により算定した額
 - (2) 前号の規定により難しいものについては、別に定める額
- 2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

第13 機構の業務運営並びに会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画 予定額 3,282百万円
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
 - (1) 移行前地方債償還債務 次期以降償還額 195百万円
 - (2) 長期借入金 次期以降償還額 7,878百万円
 - (3) 市立病院整備運営事業 次期以降事業費 4,654百万円
- 4 積立金の処分に関する計画 なし